

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

< 基本的な考え方 >

当社は、持続的な成長と競争力を確保し、社会的信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉え、公正かつ透明な経営に取り組んでまいります。またコンプライアンスの重要性を全従業員に周知徹底させ、企業倫理の確立に努めるとともに、迅速な意思決定による経営の効率化、責任の明確化を図り、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

< 基本方針 >

(1)株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、適切に行使することができる環境の整備に努めてまいります。また、少数株主や様々な株主の平等性の確保に配慮してまいります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけて、顧客・取引先・地域社会・従業員など株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく開示を適切に行い、透明性かつ有用性の高い情報の提供にも主体的に取り組むよう、努めてまいります。

(4)取締役会の責務

公正なプロセスで迅速・果敢な意思決定を行うために、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めてまいります。

(5)株主との対話

株主の理解を得ることに配慮しつつ、建設的な対話を促進するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

全ての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。
コード改訂を踏まえた本報告書の更新は、2018年12月末までに実施する予定です。

【補充原則 1 - 2 - 4】

【補充原則 3 - 1 - 2】

当社は、議決権行使の電子化につきましては、現在の機関投資家・海外投資家比率においてはその必要がないと判断しております。今後の機関投資家・海外投資家比率等を考慮した上で、株主からの要望等も踏まえつつ実施の要否を検討し判断することといたします。

また、招集通知やその他の情報開示の英訳での情報提供につきましても、現在の海外投資家比率においてはその必要がないと判断しております。今後の海外投資家比率等を考慮した上で、実施の要否を検討し判断することといたします。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社は2018年5月、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。今後、当委員会が取締役会の諮問を受け、中長期的業績連動型報酬の割合を設定する仕組みの導入の要否など、取締役の報酬制度の設計について、公平・公正な立場から検討を加え、取締役に答申することといたします。

【原則4 - 8】(独立社外取締役の有効な活用)

【補充原則4 - 8 - 1、4 - 8 - 2】

当社は現在、社外取締役3名のうち1名を、会社法及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たすものと判断し、独立社外取締役として選任しております。

今後も独立社外取締役2名以上の選任に向けて、取締役会及び任意の諮問機関として2018年5月に設置した「指名・報酬委員会」にて、鋭意適切な候補者の人選に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

全ての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。
コード改訂を踏まえた本報告書の更新は、2018年12月末までに実施する予定です。

【原則1 - 4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有していません。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役が利益相反取引を行う場合には、取締役会規則において、取締役会の事前承認を受けることとしその結果を取締役に報告することとしております。

また、主要株主や関連会社等の関連当事者との取引においては第三者との取引と同様に、職務権限規程及び稟議規程等に従って社内承認手続きを実施することとしております。なお、主要株主と取引をしたときは重要なものに限り、その取引についての重要な事実を取締役に報告することとしています。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

【原則3 - 1(1)】

当社は、高品質で安全、安心な商品を安定的にお届けし、健康で楽しい豊かな暮らしの向上に貢献することを経営理念としております。お客様のあなかの健康に役立つ商品を提供する「あなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンとして、以下の課題に取り組んでまいります。

- (1)事業基盤の強化
- (2)新商品開発の推進
- (3)グループ経営資源の積極的な活用による競争力強化

【原則3 - 1(2)】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

【原則3 - 1(3)】

当社の取締役報酬は、役位及び職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、業績への寄与度及び達成状況を加味した固定報酬です。

決定するに当たっての手続きとしては、代表取締役・社外取締役・社外有識者で構成する「指名・報酬委員会」が取締役会の諮問を受け、公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会での決議に基づき代表取締役が決定いたします。

【原則3 - 1(4)】

取締役候補の指名につきましては、営業・事業・製造・研究開発・管理の各部門をカバーできるバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点と、グループ全社を統括する当社のトップマネジメントにふさわしく、人格・見識ともに優れた人物を、本人の能力・適性、これまでの業績等を勘案し、総合的に検討しております。

監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見、幅広い経験や深い見識を持ち、企業経営に関する多様な視点を有し、取締役会に対し有益な助言や提言を行える有能な人材を総合的に検討しております。

上記方針に基づき代表取締役が内容を検討・協議した結果を取締役に提案し、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」が公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会で決議を行った上で、株主総会に上程することとしております。

【原則3 - 1(5)】

取締役候補・監査役候補の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

(<http://www.ensuiko.co.jp/ir/invite.php>)

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規則等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に則して業務執行を行っております。

以上に加え、経営委員会等の会議体を設け、重要事項や課題の審議を通じ経営執行の充実・強化に努めるとともに、経営の効率化、意思決定の迅速化を図ることを目的として、取締役会の定める業務の執行を執行役員に委ねております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を満たすことを前提としつつ、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視し、当社の経営に対して率直で積極的かつ建設的に提言・提案や意見を行うことができることを、独立社外取締役選任の要件としております。この要件に従い、当社は独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会を構成する人材につきましては、営業・事業・製造・研究開発・管理等の各部門をカバーできるバランスを確保するため適材適所の観点から総合的に検討し、その知識・経験・能力を十分に有する事業に精通した社内取締役並びに高い見識及び経営者としての豊富な経験を有する社外取締役で構成することとしております。

また、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な人員を維持することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」にて、毎年開示しております。

(<http://www.ensuiko.co.jp/ir/invite.php>)

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会全体の実効性について各取締役の自己評価に基づき、取締役会で分析・評価を行うこととしております。

コーポレート・ガバナンス体制の拡充に向けた継続的施策を実施していること、前年と比較して建設的かつ主体的な意見が多く出るなど経営陣のコーポレート・ガバナンスに対する認知度が向上していることを、当社取締役会の特徴及び強みとして評価いたしました。

取締役会における審議の更なる活性化を図り、今後も取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、役員がその責務を適切に果たすことができるよう、以下のトレーニングを行っております。

各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、新任時に外部セミナー等に参加しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等につき説明を行うとともに、就任後においても当社の事業活動や経営環境への理解深化につなげるよう、各種情報の提供を行っております。

また、必要に応じて外部セミナー及び講師を招いた社内セミナーの開催、生産工場の見学の実施など、各取締役及び各監査役が研鑽を積むことを可能とする体制の整備に努めております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については以下のとおりです。

(1) 当社における株主との対話全般について統括を行う取締役として総務担当役員を指定しております。

(2) 株主との対話を補助する有機的な連携のための方策といたしまして、対話に必要な情報は、管理グループ内の総務企画担当、経理担当その他関連部署と協同、連携して情報を共有することとしております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組みといたしましては、当社役員と株主が直接対話していただける株主総会を重要視しております。株主総会は貴重かつ重要な株主との対話の機会と捉え、十分な質疑の時間を取る等の対応を行います。また、株主通信の発行などにより、情報の充実を図っております。その他、株主総会に出席できない株主のため、電話や当社ホームページに併設のお問い合わせフォームにおいてご意見をいただけるようにしております。

(4) 対話により把握された株主の意見等につきましては、必要に応じてレポートの配布等により取締役会・経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。

(5) 当社では、株主に対する情報の公平性の観点から、決算情報に関して、決算日より決算発表日までの数週間を沈黙期間としています。当該期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えていただきます。また、インサイダー情報につきましては社内規程を設け、厳正な管理を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	3,990,660	14.72
株式会社みずほ銀行	1,354,000	4.99
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	700,000	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	698,100	2.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	603,000	2.22
株式会社榎本武平商店	550,000	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	541,200	2.00
大東通商株式会社	500,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	462,800	1.71
東京海上日動火災保険株式会社	340,000	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
濱 邦久	他の会社の出身者													
木村 成克	他の会社の出身者													
三和 彦幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱 邦久		同氏と当社との間には法律顧問契約がありました。同契約は2016年6月28日をもって解除したことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
木村 成克		同業他社である大東製糖株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社と取引関係があります。	食品事業における豊富な経験と、経営者としての幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。

三和 彦幸			公認会計士としての財務及び会計に関する高い見識及び監査法人の経営に携わった豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断します。
-------	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	2	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は2018年5月、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。当委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を目的としております。代表取締役2名、社外取締役2名、社外有識者2名で当委員会を構成し、委員長は社外取締役が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査役監査を実施するにあたり、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査室から報告・聴取するなど連携をとることにより、相互の監査業務実効性の確保・向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金澤 賢一	弁護士													
渡部 以光	税理士													
青木 義一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金澤 賢一		同氏が所属する金澤法律事務所と当社の間には法律顧問契約がありましたが、取引金額が少ないこと、同契約は2013年6月26日をもって解除したことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	企業法務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 [独立役員確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断します。
渡部 以光		税理士法人高野総合会計事務所のシニアパートナーを兼務し、同事務所と当社との間には税務顧問契約があります。なお、当該税務顧問料は僅少であること、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	税理士として培われた財務及び会計に関する専門的知識・豊富な経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
青木 義一		同氏は2007年5月まで当社の取引先である金融機関(株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行))に勤務し、その後、岡三証券株式会社において取締役を歴任の後、当社社外監査役に就任しております。当該金融機関は当社の主要な取引先ではありますが、借入等の状況を見ても他の金融機関から突出しているとは言えず、また同氏が当該金融機関自体を退職してから相当年数が経過していることから、当社における独立性は確保されていると判断しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見と経営に対する高い見識を生かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬の算定にあたっては、本報告書「1. 基本的な考え方」コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【3-1(3)】に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2018年3月期の取締役の報酬等の総額は147百万円であります。そのうち社外取締役に関わるものは13百万円であります。当社の取締役の報酬は、株主総会で承認を得た総額の範囲内であることを遵守しております。報酬の額の算定方法の決定方針につきましては、取締役会の任意の諮問機関として設置した「指名・報酬委員会」による検討及び取締役会への答申を行うプロセスが2018年5月より新たに加わったため、決定に係る手続きの一部を変更しております。詳しくは、本報告書「1. 基本的な考え方」コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【3 - 1(3)】に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、管理グループから取締役会開催の招集通知及び議案等に係る関連資料について送付している他、必要に応じて事前質疑応答を行うなどのサポート体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役11名で構成しております。経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。月1回の定例開催に加えて臨時取締役会を適宜開催するほか、役付役員を中心とした経営委員会を月1回以上開催することにより、迅速な意思決定と経営執行の充実・強化に努めております。

2. 監査役会

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成しており、原則月1回開催しております。監査役は取締役の職務の執行を監査するほか、取締役会へ毎回出席し適宜意見を表明することにより、取締役への監査牽制機能を果たしております。

3. 指名・報酬委員会

当社は2018年5月、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。当委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化してコーポレート・ガバナンスの充実に努めることを目的として適宜開催し、取締役会から諮問された件に対して当委員会が公平・公正な立場から検討を加え、取締役会に助言・提言の形で答申しております。

4. 内部監査室

内部監査室は、遵法性・適正性の観点から、各事業部門及びグループ各社を定期的に監査しております。監査役並びに会計監査人との相互連携、内部統制委員会他各種委員会との情報交換を通じ、内部監査業務の実効性確保に努めております。

5. リスク管理体制

内部統制委員会を規程に基づき設置しております。内部統制委員会は、内部統制システム構築の基本方針に則り、関連委員会の統括並びに内部監査室との連携を通じ、リスク管理体制の維持強化に努めております。

個人情報に関するリスクについては、個人情報保護規程を定め、個人情報保護管理者が適切な安全管理措置を徹底しております。

また、食の安全性を確保するために設置した品質安全委員会を始めとする各種委員会が、グループ内の各生産拠点に対し適宜指導を行う他、内部統制委員会及び内部監査室への報告を行い、遵法性・安全性及び効率性の維持向上に努めております。

6. 会計監査の状況、並びに監査報酬の内容

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は市瀬俊司及び根本知香の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査業務に関わる補助者の人数は、当連結会計期末で計16名であり、その構成は公認会計士11名、その他5名となっております。

また、2018年3月期における当社の同監査法人に対する報酬の内訳は以下の通りです。

(1) 会計監査人の報酬等の額 32百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

なお、当社は2018年6月28日開催の第85回定時株主総会において、新日本有限責任監査法人に代えて、新たに監査法人日本橋事務所を会計監査人に選任いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、持続的な成長と競争力を確保し、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉え、法令遵守の重要性を全従業員に周知徹底させ、企業倫理の確立に努めるとともに、迅速な意思決定による経営の効率化、

責任の明確化を図り、企業価値の継続的な向上に努めております。

当社は、取締役11名のうち社外取締役が3名、監査役4名のうち社外監査役が3名で構成され、社外役員に期待される、専門的見地からの助言並びに独立した立場からの経営監視機能につき十分に行使が期待できる体制であり、内部統制委員会を始めとした各種委員会の設置・運営等により経営の効率化、責任の明確化を図っていることから、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は6月8日に発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	本資料の添付資料及び当社ホームページ上に掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知等、適時開示資料につき掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループ 総務企画担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社企業倫理行動基準にて規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの基本方針において策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
- (2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- (3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
- (4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 損失の危険の管理については、社長を委員長とする「危機管理委員会」が、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- (2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 役員役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

5. 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
- (2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うと共にリスクの把握・管理を行う。

6. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。

7. その他、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- (2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- (3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- (5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。

10. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 関係会社報告会及び子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
- (2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることが出来るものとする。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役と協議の上、監査役等の職務を執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
- (2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役等の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築すると共に、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(1) 主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況

管理グループ総務企画担当を反社会的勢力対応の主管部署とし、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。

(2) 外部専門機関との連携状況

警察等外部機関、並びに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施しております。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努めております。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し年1回の調査を行っております。

株主については、上位20位を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施しております。

(4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

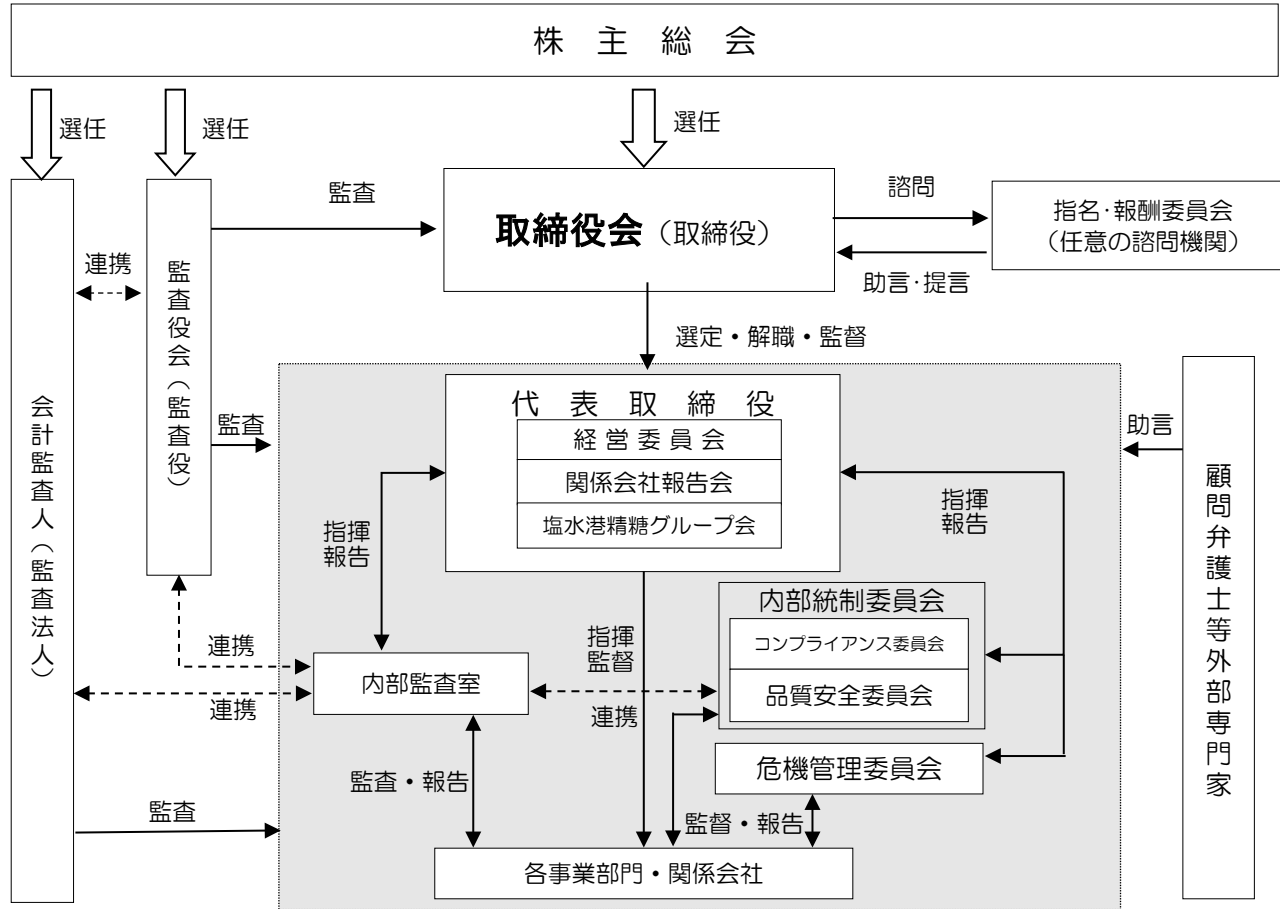
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
別添資料に記載のとおりです。

コーポレート・ガバナンス図



添付資料：適時開示体制の概要

当会社情報の適時開示に係る社内の体制につきましては、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢

当社の情報開示に対する基本的な姿勢は、当社の「ディスクロージャーポリシー」（別紙1）に基づいております。

2. 会社情報の適時開示にかかる社内体制

情報開示の体制については、取締役会を最高機関とし、統括情報管理担当役員をはじめ社内関係部署が緊密に連携の上、適時、適切、公正な情報開示を行う体制を構築しております。

また、子会社等の経営関連情報についても、各社からの迅速な報告体制を構築しております。

以 上

※上記を図示しますと（別紙2）のとおりです。

(別紙1)

塩水港精糖株式会社 ディスクロージャーポリシー

1. 情報開示の基本方針

塩水港精糖株式会社は、健全かつ活発な証券市場の醸成に、適時適切な会社情報の開示が不可欠であることを十分に認識し、投資者の適正な理解・評価に資するため、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うべく社内体制の充実に努め、こうした適時・適切・公正な情報開示体制の維持向上に継続して努めることにより、資本市場との良好な信頼関係を構築し、株主価値の増大を図っていきます。

2. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則に則って、情報開示を行います。

上記の適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に資する有用な情報と判断した場合、適時性及び公平性を勘案の上、積極的な開示に努めます。

3. 情報開示の方法

前項の情報開示は、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて行います。同時に、当社ホームページにも当該情報を掲載します。

4. 沈黙期間

当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ公平性を確保する観点から、決算日より決算発表日までの数週間を沈黙期間としています。当該期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。但し、当該期間中に発生した業績予想との差異が、適時開示規則に規定する変動幅を上回ることが明らかになった場合には、適時適切に、プレスリリース等により情報開示を行います。

5. 将来の見通しについて

当社が開示する情報のうち、過去の事実以外のものは、開示時点における当社の判断による将来の見通し及び計画に基づいた将来予測です。これらの将来予測には、リスクや不確定要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績は見通しとは異なる可能性があることをご承知おきください。

以 上

(別紙2)

【適時開示体制の概要】

